

管制間隔基準表

単位:分

後船 使用水路等	入 港								出 港						港内移動								
	東	東 TS岸壁	東⇒金	270m以上 東⇒北	175~270m未満 東⇒北	西⇒金	西	西⇒北	東	東 TS岸壁	金⇒東	270m以上 北⇒東	175~270m未満 北⇒東	金⇒西	西	木材・U岸 金⇒北	北⇒木材・ U岸・金	270m以上 東⇒北	175~270m未満 東⇒北	270m以上 北⇒東	175~270m未満 北⇒東		
入 港	東				10	50			40			60			60			60			60		
	東(TS岸壁)				10	50			40			60			60			60			60		
	東(L,K岸壁)	10			10	40			30			60			60			60			60		
	東⇒金	10			10	50			40			60			30			※(1)			60		
	東⇒北(270m以上)	10			10	50			40			60			60			60			60		
	東⇒北(175-270m未満)	10	10	10	10	10			10	30	30	30	60	60				60			60	60	
	西⇒金	40				10			30			60			※(1)			40			60		
	西	40				10			30			60			※(1)			40			60		
西⇒北	10				10			60			60			60			60			60			
出 港	東	60			60				※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	60			60	60				
	東(TS岸壁)	80			80				※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	80			80	80				
	東(L,K岸壁)	40			40				※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	30			40	40				
	金⇒東	60			60	30			※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	60		※(1)	60	60				
	北⇒東(270m以上)	60			60		40		※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	60	40		60	60				
	北⇒東(175-270m未満)	60	60	60	60	40		40	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	30	30	40	60	40				
	金⇒西			30			60		60			60	※(2)	※(2)			60			60	60		
	西						40		40			60	60	※(2)	※(2)			60			60	60	
港内移動	木材⇒北										60	60				※(2)	60	※(2)	※(2)	60	60		
	U岸・金⇒北			※(1)		※(1)					40	40				※(2)	40	※(2)	※(2)	40	40		
	北⇒木材・U岸・金	40			40		40		※(1)				30	30	40	※(2)	40	40	※(2)	※(2)	60	60	
	東⇒北(270m以上)						60		60			60			※(2)	60	※(2)	※(2)	60	60	60		
	東⇒北(175-270m未満)								60	60	60	60	60			※(2)	60	※(2)	※(2)	60	60		
	北⇒東(270m以上)	60			60		40							60	60	40	※(2)	60	60	※(2)	※(2)	60	
	北⇒東(175-270未満)	60	60	60	60	40		40						30	30	40	※(2)	60	40	※(2)	※(2)	60	

木材：W98, 99以西の岸壁

金：W70~W85, W90~W94, R1~R3(金城水域の岸壁)

U岸：U1~U7

※(3) は、同時に2隻可(L又はKを含む場合は3隻可)

はフリー

※(1) はフリー、但し、先船後船とも金の場合30分

※(2) は、同時に2隻可

は、175~270m未満の管制船舶

《基準表の利用にあたって》

- 1 先船及び後船との時間間隔が 80 分以上ある場合  
出港、入港、港内移動の別にかかわらず、希望時刻の管制取得可能。
- 2 先船又は後船との時間間隔が 80 分未満の場合
  - (1) 基準表の横軸において、管制を取得しようとする船舶の航行の種類(出港、入港、港内移動)及び使用水路により該当欄を選択し、基準表の縦軸方向で先船との時間間隔を確認する。
  - (2) 次に、基準表の縦軸において、同様に該当欄を選択し、基準表の横軸方向で後船との時間間隔を認する。
  - (3) 先船及び後船との時間間隔が確保できれば、当該時刻の管制取得可能となる。

【例】R1岸壁からの出港船の東水路出港管制を取得する場合

- ① 横軸「出港」「金⇒東」の欄の縦軸方向(表の下向き)を見て、先船との時間間隔を確認(例えば、先船が15東水路入港船の場合、時間間隔は 40 分必要と分かる)
- ② 先船との時間間隔が良ければ、縦軸「出港」「金⇒東」の欄の横軸方向(表の右向き)を見て、後船との時間間隔を確認(例えば、後船が15東水路經由入港船の場合は 60 分、後船がW78 西水路經由入港船の場合は 30 分、時間間隔が必要と分かる)

なお、船舶の種類による各種入出港条件、朝の東及び西水路の同時入港管制可能時間(0610~0720の間、鍋田ふ頭、弥富ふ頭及び飛鳥ふ頭西側(98, 99 番岸壁に限る。))並びに入港船の優先、北水路及び西水路を使用する出港の制限など、特別な条件、制限等がある場合は、その範囲内で基準表を適用することとなる。また、フェリーが金城水域を航行時は金城水域利用船舶の時間調整を行う。その他、特殊な場合には、安全等を勘案し、時間確保を行う。